

## 〇〇〇〇〇防犯カメラ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇〇〇〇地区における犯罪の防止を目的として設置及び利用する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について、適正な管理及び運用に関する事項を定めるものとする。

(設置団体)

第2条 防犯カメラの設置団体は、〇〇〇〇〇とする。

(設置場所及び撮影範囲)

第3条 防犯カメラは〇〇台設置し、設置場所及び撮影範囲は別図のとおりとする。

2 防犯カメラが設置されていることについて、通行者の見やすい場所に、その旨を示す設置表示板を設置するとともに、設置団体の名称を明記する。

(管理及び運用)

第4条 防犯カメラの設置団体は、その管理及び運用について、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- (1) プライバシーの保護に配慮した管理及び運用を行うこと。
- (2) 保守点検等により適切な維持管理を行うこと。
- (3) 管理責任者及び操作取扱者を指定すること。
- (4) 撮影された画像（以下「画像」という。）及び画像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）の適正な管理を行うとともに、外部への漏えい等を防止するために必要な対策を講ずること。
- (5) 設置、管理及び運用において事故があった際は、速やかに対応し処理すること。
- (6) 設置場所の所有者等の事情により、移設等の必要性が生じた場合は、関係者と協議を行い適切に対応すること。

(管理責任者及び操作取扱者の責務)

第5条 管理責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理及び操作

を行う。

- 2 管理責任者は、〇〇〇〇〇〇をもって充てる。
- 3 操作取扱者は、管理責任者の指揮監督の下に防犯カメラ、モニター及び録画装置の操作を行う。
- 4 操作取扱者は、〇〇〇〇〇〇をもって充てる。
- 5 防犯カメラ、モニター及び録画装置の操作は、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）以外の操作を禁止する。
- 6 防犯カメラの設置団体及び管理責任者等（以下、「設置団体等」という。）は、画像及び画像から知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために使用してはならない。設置団体等でなくなった後においても同様とする。

（画像の適正管理）

第6条 画像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止等の安全管理のため、画像及び記録媒体の管理は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 画像の保存期間は、〇〇日間とする。
- (2) 画像を保存する場合には、当該画像を加工してはならない。
- (3) 保存期間を経過した画像は、速やかに消去する。
- (4) 記録媒体は、管理責任者があらかじめ定めた鍵などで防護された場所に保管する。

（画像提供の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
- (2) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
- (3) 法令に基づく手続きにより照会等を受けた場合

（問い合わせ等の対応）

第8条 設置団体等は、住民等から防犯カメラ設置、運用等に関する苦情及び問い合わせに対し、適切かつ迅速な対応に務める。

(その他)

第9条 設置団体等は、被撮影者のプライバシーを侵害しないように務める。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、新潟県が定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。